



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……（同）…二

公告

- 建築協定の認可……（都市整備局多摩建築指導事務所管理課）…四

告示

●東京都告示第六十二号
 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十六年七月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一日時 平成二十六年七月三十一日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社レイクニユータウン
- (二) 代表者氏名 代表取締役 石井 千尋
- (三) 主たる事務 中央区銀座三丁目八番十二号 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八七一四八号
- (五) 免許年月日 平成二十四年二月十六日

●東京都告示第六十三号

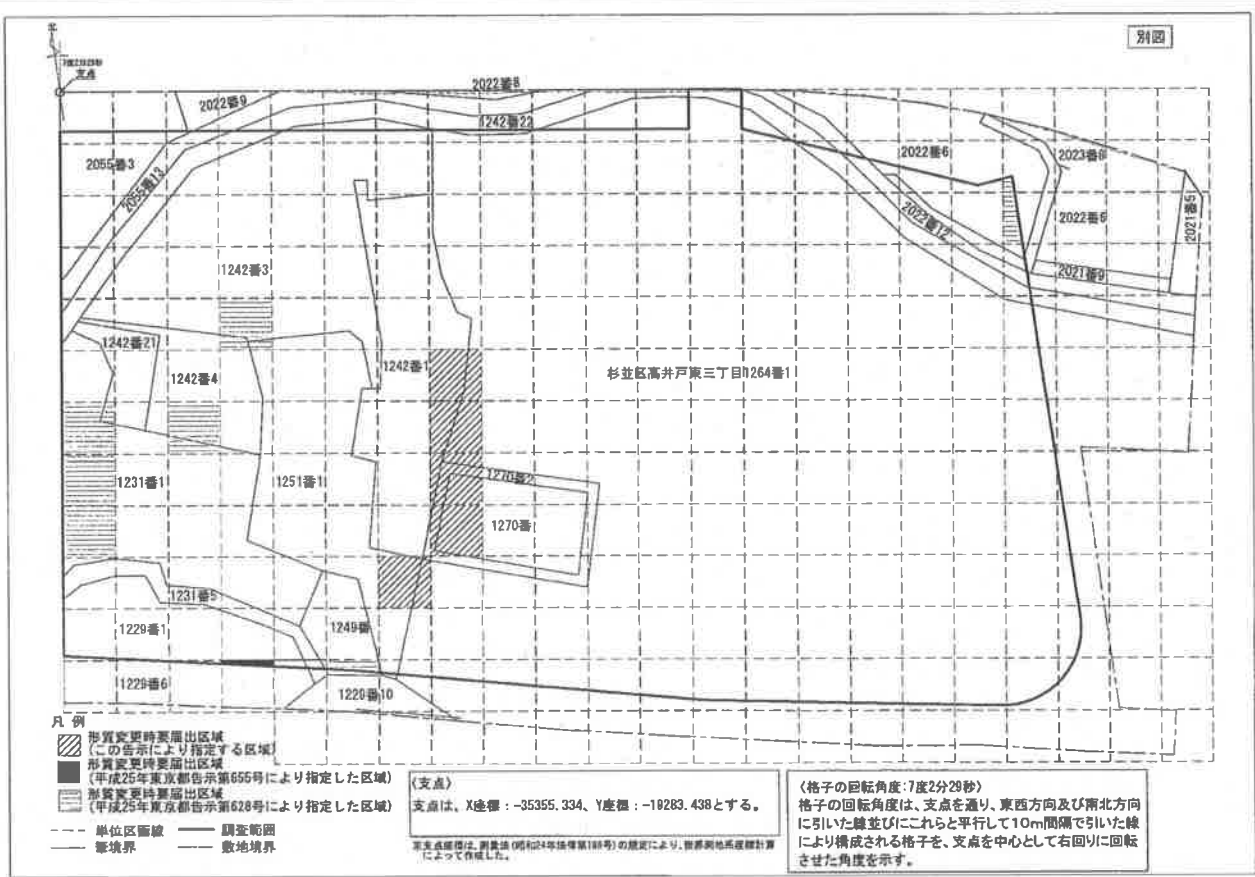
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第九百八十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（文京区本郷七丁目地内）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第千六十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十四日

東京都知事 舛添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区東雲一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物





別図



《起点》
 起点は、江東区東雲一丁目14番3の最北端とする。

《格子の回転角度》
 55度27分18秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

凡例

-  形質変更時要届出区域
-  筆境界
-  単位区画線
-  敷地境界

公 告

建築協定の認可について

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十三条第一項の規定に基づき、次の建築協定を認可したので、同条第二項の規定により、次のように公告する。

なお、この建築協定書の写しは、多摩市役所において一般の縦覧に供される。

平成二十六年七月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 名称 多摩市豊ヶ丘5丁目9番地区建築協定
- 二 目的 住宅地としての良好な環境を高度に維持増進すること。
- 三 協定区域 多摩市豊ヶ丘5丁目九番一から同番十五まで
- 四 協定事項 建築物の敷地、位置、用途、形態及び意匠に関する基準
- 五 有効期間 認可の公告のあった日から十年間。ただし、期間満了六箇月前までに土地所有者等の過半数の異議申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して更に十年間同一諸条件により更新され、以降も同様とする。
- 六 申請者 大阪市北区大淀中一丁目一番八十八号 積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部 俊則
- 七 認可年月 平成二十六年七月二十四日 日及び番 二十六多建管建築協定認可第十五号

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 都 郵便番号 163-8001 定 価 本号 一箇月 六、六〇〇円 三〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川一丁目三番七号 電話 〇三(三三)八二(五二)〇一(代) 郵便番号 112-0002

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………(都市整備局市街地建築部調整課)……………
- 昭和四十五年東京都告示第三百五十六号(市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表十六の項イただし書の規定により指定する工場)の一部改正……………(環境局総務部環境政策課)……………
- 東京都地域冷暖房区域の変更……………(環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 東京都功労者表彰……………(総務局統計部調整課)……………
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(下水道局)……………

告示

- 東京都告示第七百四号
- 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第五項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取

(以下「公聴会」という。)を行います。
 なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。
 平成二十九年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 平成二十九年十一月二十二日(水曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二一二会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三三七

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 千代田区北の丸公園二番三号
所氏名 公益財団法人日本武道館

建築敷地 千代田区北の丸公園一ほか

地域地区 第一種住居地域、準防火地域及び都市計画公園
等 公園

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 観覧場、博物館、公増築
及び用途 園施設 観覧場(中道場)

敷地面積 約一九三、三〇六平 増減なし
方メートル

建築面積 約一四、九五七平方 約一、七四九平方メ
メートル

延べ面積 約四七、八三五平方 約三、四一九平方メ
メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造ほか
地上三階地下二階ほか 地上二階地下二階ほか
高さ 四二・〇〇メートル 八・一四メートルほか
適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

東京都告示第七百五号

昭和四十五年東京都告示第三百五十六号(市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表十六の項イただし書の規定により指定する工場)の一部を次のように改正する。
 平成二十九年十一月十四日
 東京都知事 小 池 百合子

表三鷹市環境センターの項を削る。

東京都告示第七百六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)第十七条の十九第一項の規定により、地域冷暖房区域を変更したので、同条第二項において準用する同条例第十七条の十八第六項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十九年十一月十四日
 東京都知事 小 池 百合子

変更した地域冷暖房区域の名称

虎ノ門一・二丁目地域冷暖房区域

変更内容

地域冷暖房区域の範囲(別図のとおり)

●東京都告示第七七七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第六十五
号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条
第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

平成二十九年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

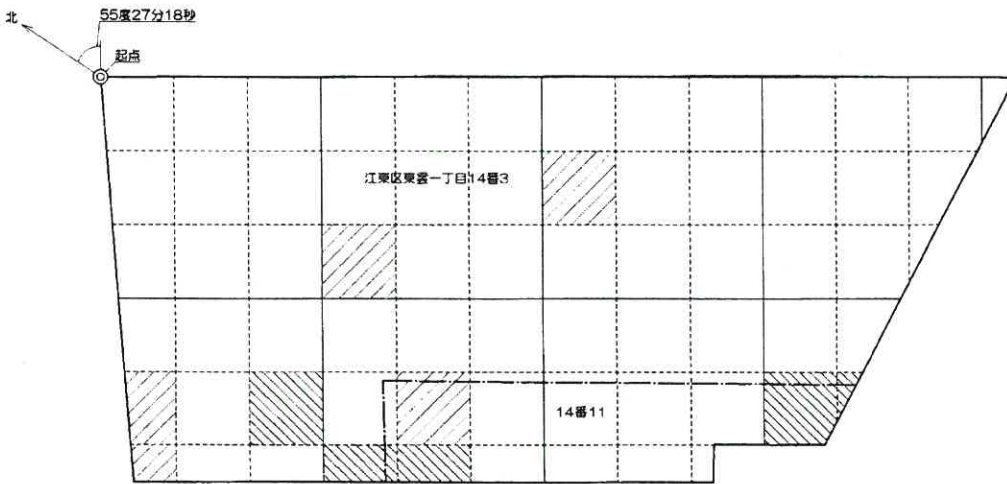
一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区東雲一丁
目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びそ
の化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】
起点は、江東区東雲一丁目14番3の真北端とする。

【格子の回転角度（55度27分18秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引
いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により
構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転さ
せた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界
	区境界
	単位区画線
	指定を解除する区域
	形質変更時要届出区域 （平成26年東京都告示第1065号により指定した区域）

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…二

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…三

公告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………（主税局課税部課税指導課）…五

○土地区画整理審議会委員の選挙期日及び同選挙人名簿の縦覧……………（都市整備局市街地整備部管理課）…五

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…五

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（一件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五

告示

●東京都告示第十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第十六十五

号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年一月十日

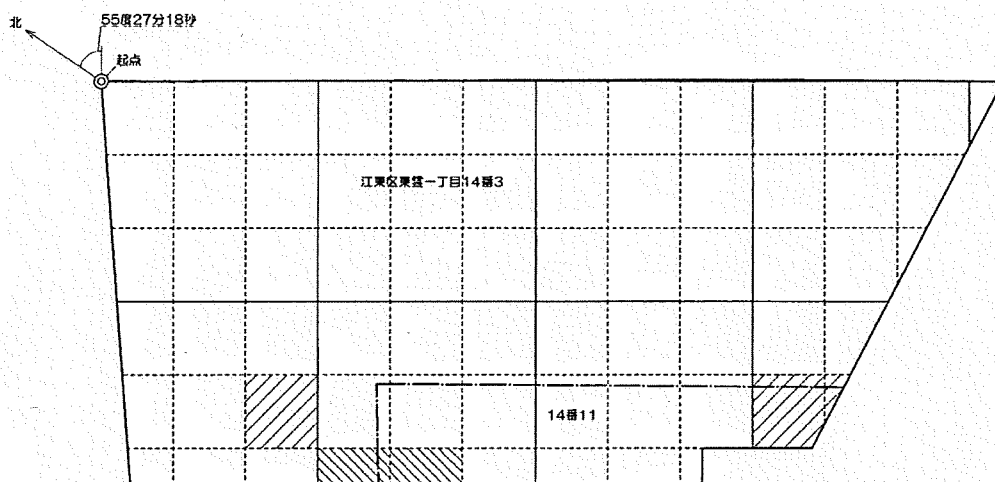
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区東雲一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】
 起点は、江東区東豊一丁目14番3の西北角とする。

【格子の回転角度(55度27分18秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	単粒区画線
	指定を解除する区域
	形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第1065号により指定した区域)

●東京都告示第二十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年一月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(調布市野水二丁目及び府中市多磨町二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第九号に該当する。